

## 令和6年関市議会第1回定例会提出予定議案

(専決承認1件(補正予算1件)、条例15件、補正予算6件、新年度予算9件、その他2件、合計33件)

### 承認第1号 専決処分の承認について(令和5年度関市一般会計補正予算(第10号))

- 補正額 40,000千円、総額 50,499,408千円
- 令和6年1月25日専決

### 議案第1号 関市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、引用条項及び字句を改める改正
- 施行期日 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日

### 議案第2号 関市第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例等の一部改正について

- 地方自治法の一部改正に伴い、第1号会計年度任用職員に勤勉手当を支給することとし、合わせて、同法上勤勉手当の支給が可能とされていたが、国通知に基づき支給しないことを基本としてきた第2号会計年度任用職員の勤勉手当についても支給することとする改正
  - ・勤勉手当の支給率 年0.975月
- 会計年度任用職員に勤勉手当を支給することに伴い、定年前再任用短時間勤務職員と均衡を図るため、会計年度任用職員の期末手当の支給率を改定する改正
  - ・期末手当の支給率 年1.45月 → 年1.375月
- ・関市第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正(第1条)
- ・関市第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正(第2条)
- ・関市職員の育児休業等に関する条例の一部改正(第3条)
- 施行期日 令和6年4月1日

### 議案第3号 関市手数料徴収条例の一部改正について

- 戸籍法及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴う改正
  - ・戸籍謄本等の広域交付に伴い、戸籍謄本等の発行手数料に当該広域交付に係る発行を追加するもの
  - ・行政手続において戸籍等電子証明書を提供する場合に必要な戸籍電子証明書提供用識別符号及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る手数料を定めるもの
    - ・戸籍電子証明書提供用識別符号 1件400円
    - ・除籍電子証明書提供用識別符号 1件700円
  - ・電子化された戸籍に係る届書等情報の内容の証明書の交付及びその内容を表示したものの閲覧に係る手数料を定めるもの
  - ・届書等情報の内容の証明書の交付又は閲覧 1通又は1件につき350円
- 施行期日 令和6年3月1日

**議案第 4 号 関市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について**

- 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴う改正
  - ・重要事項の書面掲示の義務付けを見直し、書面掲示に加え、インターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならないこととするもの
  - ・電磁的方式による書面等の作成、保存等について、磁気ディスク等に限らず媒体の種類を示さない形の電磁的記録媒体に改めるもの
- 施行期日 令和 6 年 4 月 1 日

**議案第 5 号 関市留守家庭児童教室条例の一部改正について**

- 多子世帯の負担軽減を図るため、同一世帯で 2 人以上の児童が留守家庭児童教室を利用している場合の使用料を改定する改正
- 留守家庭児童教室を利用する 2 人目以降の児童数 1 人当たりの使用料

区分	月額使用料（円）			
	授業終了時～ 午後 5 時	授業終了時～ 午後 6 時	授業終了時～ 午後 6 時 30 分	授業終了時～ 午後 7 時
4 月から 6 月まで及び 9 月から翌年 3 月まで	3,000 →2,000	4,000 →2,500	5,000 →3,000	6,500 →3,750
7 月	4,500 →3,000	6,000 →3,750	7,500 →4,500	9,750 →5,600
8 月	6,000 →4,000	8,000 →5,000	10,000 →6,000	13,000 →7,500

- 施行期日 令和 6 年 4 月 1 日

**議案第 6 号 関市介護保険条例の一部改正について**

- 第 9 期関市介護保険事業計画（令和 6 年度～令和 8 年度）の策定に伴い、同期間における介護保険料の額及びその特例に関する規定を定める改正
- 令和 6 年度から令和 8 年度までの介護保険料の額（年額）
- ※カッコ内は、特例適用後の保険料率及び保険料

改正前			改正後		
区分	基準額に係る 保険料率	年額	区分	基準額に係る 保険料率	年額
第 1 段階	×0.50 (×0.30)	34,200 円 (20,520 円)	第 1 段階	×0.42 (×0.25)	28,728 円 (17,100 円)
第 2 段階	×0.75 (×0.50)	51,300 円 (34,200 円)	第 2 段階	×0.65 (×0.45)	44,460 円 (30,780 円)
第 3 段階	×0.75 (×0.70)	51,300 円 (47,880 円)	第 3 段階	×0.655 (×0.65)	44,802 円 (44,460 円)
第 4 段階	×0.90	61,560 円	第 4 段階	×0.85	58,140 円
第 5 段階	基準額	68,400 円	第 5 段階	基準額	68,400 円
第 6 段階	×1.20	82,080 円	第 6 段階	×1.05	71,820 円
第 7 段階	×1.30	88,920 円	第 7 段階	×1.10	75,240 円
第 8 段階	×1.50	102,600 円	第 8 段階	×1.25	85,500 円

第 9 段階	×1.70	116,280 円	第 9 段階	×1.50	102,600 円
			第 10 段階	×1.70	116,280 円
			第 11 段階	×1.90	129,960 円
			第 12 段階	×2.10	143,640 円
			第 13 段階	×2.30	157,320 円
			第 14 段階	×2.50	171,000 円

○施行期日 令和 6 年 4 月 1 日

### 議案第 7 号 関市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴う改正

- ・管理者の兼務可能範囲について、同一敷地内にある他の事業所、施設等に限定しないこととし、小規模多機能型居宅介護施設の管理者については、他事業所のサービス類型を限定しないこととするもの
- ・地域密着型特定施設は、委員会を設置し、生産性向上、見守り機器等の複数のテクノロジーの活用等の取組により、介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められる場合は人員配置基準を緩和できることとするもの
- ・ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、管理者研修の受講を努力義務とするもの
- ・入所系施設は、施設内で対応可能な医療の範囲を超えた案件を想定し、そのような場合に対応できる協力医療機関を定め、市長に届け出ることとし、新興感染症が発生した場合に備えて第 2 種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時の対応について協議を行うことを義務付けるもの
- ・入所系施設は、介護現場の生産性向上の取組を推進する観点から、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務付けるもの
- ・地域密着型介護老人福祉施設は、緊急時の対応方法について配置医師及び協力医療機関の協力を得て定めることとし、1 年に 1 回以上の見直しを義務付けるもの
- ・事業所内で書面掲示を求めている事業所の運営規程等や重要事項説明書について、書面掲示に加え、原則としてウェブサイトに掲載することを義務付けるもの
- ・身体的拘束等の適正化を推進する観点から、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合は記録を義務付けるもの
- ・小規模多機能型居宅介護施設については身体的拘束等の適正化のための委員会の設置、指針の整備等を義務付けるもの
- ・電磁的方式による書面等の作成、保存等について、磁気ディスク等に限らず媒体の種類を示さない形の電磁的記録媒体に改めるもの

○施行期日 令和 6 年 4 月 1 日（一部については令和 7 年 4 月 1 日）

**議案第 8 号 関市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について**

○指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴う改正

- ・管理者の兼務可能範囲について、同一敷地内にある他の事業所、施設等に限定しないこととし、介護予防小規模多機能型居宅介護施設の管理者については、他事業所のサービス類型を限定しないこととするもの
- ・入所系施設は、施設内で対応可能な医療の範囲を超えた案件を想定し、そのような場合に対応できる協力医療機関を定め、市長に届け出ることとし、新興感染症が発生した場合に備えて第 2 種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時の対応について協議を行うことを義務付けるもの
- ・入所系施設は、介護現場の生産性向上の取組を推進する観点から、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務付けるもの
- ・事業所内で書面掲示を求めている事業所の運営規程等や重要事項説明書について、書面掲示に加え、原則としてウェブサイトに掲載することを義務付けるもの
- ・身体的拘束等の適正化を推進する観点から、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合は記録を義務付けるもの
- ・介護予防小規模多機能型居宅介護施設については身体的拘束等の適正化のための委員会の設置、指針の整備等を義務付けるもの
- ・電磁的方式による書面等の作成、保存等について、磁気ディスク等に限らず媒体の種類を示さない形の電磁的記録媒体に改めるもの

○施行期日 令和 6 年 4 月 1 日（一部については令和 7 年 4 月 1 日）

**議案第 9 号 関市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正について**

○指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正に伴う改正

- ・管理者の兼務可能範囲について、同一敷地内にある他の事業所、施設等に限定しないこととするもの
- ・ケアマネジャー 1 人当たりの取扱件数について、従来の 3 5 から 4 4 まで緩和し、さらに、居宅サービス計画を作成する際にシステム等の活用を行うこと及び事務職員を配置することで、4 9 まで緩和することとするもの
- ・利用者への各サービスの利用割合等に関する説明について、義務付けから努力義務とするもの
- ・モニタリング（利用者との訪問面談）の回数について、利用者の同意及びテレビ電話等を活用することにより、従来の 1 ヶ月に 1 回の訪問から 2 ヶ月に 1 回の訪問及びテレビ電話等で面談することを可能とするもの
- ・事業所内で書面掲示を求めている事業所の運営規程等や重要事項説明書について、書面掲示に加え、原則としてウェブサイトに掲載することを義務付けるもの
- ・身体的拘束等の適正化を推進する観点から、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合は記録を義務付けるもの
- ・電磁的方式による書面等の作成、保存等について、磁気ディスク等に限らず媒体の

種類を示さない形の電磁的記録媒体に改めるもの

○施行期日 令和6年4月1日（一部については令和7年4月1日）

**議案第10号 関市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について**

○指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴う改正

- ・従来は地域包括支援センターのみ介護予防支援事業者になることができたが、指定を受けることにより、居宅介護支援事業者も介護予防支援事業者になることができることとするもの
- ・居宅介護支援事業者が指定を受けて介護予防支援を行う場合、常勤かつ主任介護支援専門員である管理者を置かなければならない（ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員を管理者とすることができる。）こととし、管理者は、同一の事業所の他の職務に従事する場合や管理上支障がない範囲で他の事業所の職務に従事する場合を除き、専らその職務に従事する者でなければならないこととするもの
- ・モニタリング（利用者との訪問面談）の回数について、利用者の同意及びテレビ電話等を活用することにより、従来の3ヶ月に1回の訪問から6ヶ月に1回の訪問及びテレビ電話等で面談することを可能とするもの
- ・居宅介護支援事業者である介護予防支援事業者は、あらかじめ同意を得たうえで、実施地域以外の地域を訪問する場合は、それに要した交通費を利用者から受領できることとするもの
- ・居宅介護支援事業者が介護予防支援の指定を受けて介護予防支援を行うに当たって、市から情報提供の求めがあった場合は、介護予防サービス計画の実施状況等を市に情報提供することとするもの
- ・事業所内で書面掲示を求めている事業所の運営規程等や重要事項説明書について、書面掲示に加え、原則としてウェブサイトに掲載することを義務付けるもの
- ・身体的拘束等の適正化を推進する観点から、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合は記録を義務付けるもの
- ・電磁的方式による書面等の作成、保存等について、磁気ディスク等に限らず媒体の種類を示さない形の電磁的記録媒体に改めるもの

○施行期日 令和6年4月1日（一部については令和7年4月1日）

**議案第11号 関市自然体験施設条例の一部改正について**

○利用者の減少に伴い関市板取木工クラフト館を廃止するため、同施設に係る規定を削る改正

○施行期日 令和6年4月1日

**議案第12号 関市営住宅設置及び管理に関する条例の一部改正について**

○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正に伴い、引用条項を改める改正

○施行期日 令和6年4月1日

### 議案第 13号 関市立篠田桃紅美術空間条例の廃止について

- 関市立篠田桃紅美術空間の展示作品の所有者である指定管理者より指定取消しの申出があり、今後作品を借用することが難しく施設の運営を継続することが困難になったため、当該条例を廃止するもの
- 施行期日 令和6年4月1日

### 議案第 14号 関市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について

- 消防団員の処遇を改善するため、消防団員が行事、訓練その他の出勤により職務に従事した場合には報酬を支給することとし、訓練その他の出勤に係る支給額を改定する改正
  - ・訓練その他の出勤 1回につき 300円 → 1,000円
  - ・消防団員が行事、訓練その他の出勤のため市外へ旅行した場合においても旅費を支給することとするもの
- 施行期日 令和6年4月1日

### 議案第 15号 関市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

- 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴う改正
  - ・非常勤消防団員に係る補償基礎額を改定するもの

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
団長及び副団長	12,440円 →12,500円	13,320円 →13,350円	14,200円
分団長及び副分団長	10,670円 →10,800円	11,550円 →11,650円	12,440円 →12,500円
部長、班長及び団員	8,900円 →9,100円	9,790円 →9,950円	10,670円 →10,800円

- ・消防作業従事者等に係る補償基礎額の最低額を改定するもの  
8,900円 → 9,100円
- 施行期日 令和6年4月1日

### 議案第 16号 財産の無償譲渡について（関市富之保武儀倉消防車庫）

- 譲渡する財産 関市富之保4551番3 鉄骨造平屋建て  
床面積45.24㎡
- 譲渡の相手方 武儀倉区自治会（関市富之保4409番地2）
- 譲渡の理由 取壊しを予定していた当該車庫について、相手方が譲渡を要望しているため。

### 議案第17号 訴えの提起について

- 生活困窮者に対する緊急支援事業により訴えの相手方に使用を許可していた教職員住宅について、使用許可期間を過ぎても明渡しが行われないため、明渡請求の訴えを提起することについて、議会の議決を求めるもの
- 訴えの趣旨
  - ・教職員住宅の明渡しを求めるもの
  - ・訴訟費用の負担を求めるもの

- 
- 議案第18号 令和5年度関市一般会計補正予算(第11号)
  - 議案第19号 令和5年度関市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
  - 議案第20号 令和5年度関市財産区特別会計補正予算(第2号)
  - 議案第21号 令和5年度関市中小企業従業員退職金共済事業特別会計補正予算(第1号)
  - 議案第22号 令和5年度関市介護保険事業特別会計補正予算(第4号)
  - 議案第23号 令和5年度関市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
  
  - 議案第24号 令和6年度関市一般会計予算
  - 議案第25号 令和6年度関市国民健康保険特別会計予算
  - 議案第26号 令和6年度関市財産区特別会計予算
  - 議案第27号 令和6年度関市中小企業従業員退職金共済事業特別会計予算
  - 議案第28号 令和6年度関市公設地方卸売市場事業特別会計予算
  - 議案第29号 令和6年度関市介護保険事業特別会計予算
  - 議案第30号 令和6年度関市後期高齢者医療特別会計予算
  - 議案第31号 令和6年度関市水道事業会計予算
  - 議案第32号 令和6年度関市下水道事業会計予算

## 令和6年1月専決補正予算

(補正予算 1件)

### 1 予算の規模

(単位：千円)

会計の名称	補正前	補正額	補正後
(1) 一般会計	50,459,408	40,000	50,499,408
(2) 特別会計	19,066,631	0	19,066,631
(3) 企業会計	8,351,193	0	8,351,193
合 計	77,877,232	40,000	77,917,232

### 2 専決補正予算の主な内容

専決第2号 関市一般会計補正予算(第10号)

専決日 令和6年1月25日

○ 歳入

(単位：千円)

款	補正前	補正額	補正後
<b>19 繰入金</b>	<b>4,310,383</b>	<b>40,000</b>	<b>4,350,383</b>
財政調整基金繰入金	1,157,854	40,000	1,197,854
<b>歳入合計</b>	<b>50,459,408</b>	<b>40,000</b>	<b>50,499,408</b>

○ 歳出

(単位：千円)

款	補正前	補正額	補正後
<b>7 土木費</b>	<b>5,890,074</b>	<b>40,000</b>	<b>5,930,074</b>
除雪作業業務委託	30,000	40,000	70,000
<b>歳出合計</b>	<b>50,459,408</b>	<b>40,000</b>	<b>50,499,408</b>

### 【資料】

○基金の状況

(単位：千円)

基金の名称	令和4年度末 現在高 A	令和5年度 積立額 B	令和5年度 取崩額 C	令和5年度末 現在高見込 A+B-C
一 一般会計	37,531,085	4,339,718	4,329,006	37,541,797
財政調整基金	13,098,819	2,552,718	1,197,854	14,453,683
減債基金	2,339,384	10,541	200,000	2,149,925
(小計)	15,438,203	2,563,259	1,397,854	16,603,608
特定目的基金	20,276,088	1,776,455	1,131,354	20,921,189
定額運用基金	1,816,794	4	1,799,798	17,000
(小計)	22,092,882	1,776,459	2,931,152	20,938,189
特別会計	2,201,923	230,205	101,558	2,330,570
合 計	39,733,008	4,569,923	4,430,564	39,872,367

\*基金ではない「財産区積立金」を除く。

令和6年関市議会第1回定例会提出予定補正予算

(補正予算 6件)

1 予算の規模

(単位：千円)

会計の名称	補正前	補正額	補正後
(1) 一般会計	50,499,408	1,471,294	51,970,702
(2) 特別会計	19,066,631	21,967	19,088,598
(3) 企業会計	8,351,193	0	8,351,193
合 計	77,917,232	1,493,261	79,410,493

2 補正予算の主な内容

議案第18号 関市一般会計補正予算(第11号)

- 繰越明許費 (追加) 23件
- 債務負担行為 (追加) 3件 (変更) 1件
- 地方債 (追加) 1件 (変更) 4件
- 歳入

(単位：千円)

款	補正前	補正額	補正後
<b>15 国庫支出金</b>	<b>6,523,362</b>	<b>174,191</b>	<b>6,697,553</b>
国保基盤安定国庫負担金 (1/2)	76,755	7,435	84,190
未就学児均等割保険料国庫負担金 (1/2)	2,164	119	2,283
子どものための教育・保育給付交付金 (1/2)	521,025	55,627	576,652
社会保障・税番号制度システム整備費国庫補助金 (10/10)	13,524	2,926	16,450
市町村地域生活支援事業費国庫補助金 (1/2)	36,015	1,000	37,015
学校施設環境改善交付金 (1/3)	22,197	107,084	129,281
<b>16 県支出金</b>	<b>2,863,217</b>	<b>48,186</b>	<b>2,911,403</b>
国保基盤安定県負担金 (3/4, 1/4)	256,860	23,100	279,960
未就学児均等割保険料県負担金 (1/4)	1,082	59	1,141
子どものための教育・保育給付交付金県費負担金 (1/4)	221,444	22,883	244,327
市町村地域生活支援事業費県補助金 (1/4)	18,006	500	18,506
子ども・子育て支援事業費県補助金 (1/2)	29,678	1,644	31,322
<b>17 財産収入</b>	<b>239,126</b>	<b>44,887</b>	<b>284,013</b>
職員退職手当基金利子	3,574	450	4,024
財政調整基金利子	52,920	20,035	72,955
減債基金利子	10,541	1,828	12,369
公共施設等整備基金利子	41,984	7,849	49,833
社会福祉基金利子	334	59	393
地域振興基金利子	17,099	3,329	20,428
学校施設整備基金利子	22,500	11,337	33,837
<b>18 寄附金</b>	<b>4,511,602</b>	<b>400,000</b>	<b>4,911,602</b>
ふるさと納税	4,500,000	400,000	4,900,000
<b>19 繰入金</b>	<b>4,350,383</b>	<b>290,530</b>	<b>4,640,913</b>
職員退職手当基金繰入金	83,235	21,728	104,963
財政調整基金繰入金	1,197,854	279,516	1,477,370
公共施設等整備基金繰入金	666,497	△ 317,700	348,797
学校施設整備基金繰入金	265,063	306,986	572,049

款		補正前	補正額	補正後
<b>2 2 市債</b>		<b>2,451,500</b>	<b>513,500</b>	<b>2,965,000</b>
	庁舎設備改修事業 (95%)	0	63,500	63,500
	富岡保育園整備事業 (95%)	376,000	250,700	626,700
	道路舗装補修事業 (100%)	227,500	4,300	231,800
	消防車両整備事業 (100%)	64,700	16,500	81,200
	小学校校舎改修事業 (90%)	51,100	178,500	229,600
	<b>歳入合計</b>	<b>50,499,408</b>	<b>1,471,294</b>	<b>51,970,702</b>

○ 歳出

(単位：千円)

款		補正前	補正額	補正後
<b>2 総務費</b>		<b>9,940,549</b>	<b>670,002</b>	<b>10,610,551</b>
	職員退職手当	83,235	21,728	104,963
	職員退職手当基金積立金	283,574	450	284,024
	人事交流職員給与負担金	0	8,578	8,578
	ふるさと納税事業 ・報償品、通信運搬費、手数料、事務支援業務委託	2,542,899	558,148	3,101,047
	財政調整基金積立金	1,852,718	20,035	1,872,753
	減債基金積立金	10,541	1,828	12,369
	公共施設等整備基金積立金	41,984	7,849	49,833
	庁舎空気調和機熱交換器コイル取替工事 ※財源変更	67,000	0	67,000
	地域振興基金積立金	17,099	3,329	20,428
	自主運行バス運行事業補助金	189,798	9,623	199,421
	長良川鉄道経営安定対策事業補助金	0	35,508	35,508
	戸籍附票システム改修業務委託	1,628	2,926	4,554
<b>3 民生費</b>		<b>16,730,465</b>	<b>193,857</b>	<b>16,924,322</b>
	社会福祉基金積立金	335	59	394
	国民健康保険特別会計（事業勘定）繰出金	656,281	44,893	701,174
	福祉センター指定管理者委託 （洞戸、武芸川、武儀、上之保）	31,065	3,107	34,172
	福祉医療審査支払手数料（子ども医療）	15,810	850	16,660
	福祉医療費（子ども医療）	415,000	27,000	442,000
	〃（母子家庭等医療）	77,000	5,000	82,000
	〃（重度心身障がい者医療）	505,000	12,000	517,000
	日中一時支援業務委託	10,500	2,000	12,500
	包括的相談支援業務委託	6,000	600	6,600
	〃（過年度精算分）	0	300	300
	発達相談支援業務委託	6,000	600	6,600
	〃（過年度精算分）	0	600	600
	保育所運営委託	1,124,019	96,848	1,220,867
	富岡保育園整備工事 ※財源変更	805,600	0	805,600
<b>4 衛生費</b>		<b>3,617,279</b>	<b>3,528</b>	<b>3,620,807</b>
	国民健康保険特別会計（直診勘定）繰出金	144,021	2,801	146,822
	母子保健衛生費国庫補助金過年度精算金	0	727	727
<b>7 土木費</b>		<b>5,930,074</b>	<b>0</b>	<b>5,930,074</b>
	生活関連道路維持補修工事 ※財源変更	180,500	0	180,500
<b>8 消防費</b>		<b>1,643,581</b>	<b>0</b>	<b>1,643,581</b>
	消防車両購入 ※財源変更	81,283	0	81,283

款	補正前	補正額	補正後
<b>9 教育費</b>	<b>5,725,645</b>	<b>603,907</b>	<b>6,329,552</b>
学校施設整備基金積立金	32,500	11,337	43,837
瀬尻小学校校長寿命化事業	0	592,570	592,570
<b>歳出合計</b>	<b>50,499,408</b>	<b>1,471,294</b>	<b>51,970,702</b>

議案第19号 関市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

（事業勘定）

○ 歳入

（単位：千円）

款	補正前	補正額	補正後
<b>1 国民健康保険税</b>	<b>1,877,277</b>	<b>△ 54,802</b>	<b>1,822,475</b>
医療給付費分（現年課税分）	1,229,986	△ 38,690	1,191,296
介護納付金分（現年課税分）	152,781	△ 6,273	146,508
後期高齢者支援金分（現年課税分）	439,113	△ 9,839	429,274
<b>4 県支出金</b>	<b>6,963,506</b>	<b>△ 2,801</b>	<b>6,960,705</b>
特別交付金	120,974	△ 2,801	118,173
<b>5 財産収入</b>	<b>1,573</b>	<b>510</b>	<b>2,083</b>
国民健康保険基金利子	1,573	510	2,083
<b>6 繰入金</b>	<b>693,955</b>	<b>54,802</b>	<b>748,757</b>
保険基盤安定繰入金	444,822	40,714	485,536
財政安定化支援事業繰入金	30,549	8	30,557
福祉波及分等繰入金	28,577	3,933	32,510
未就学児均等割保険税繰入金	4,329	238	4,567
国民健康保険基金繰入金	37,674	9,909	47,583
<b>歳入合計</b>	<b>9,554,255</b>	<b>△ 2,291</b>	<b>9,551,964</b>

○ 歳出

（単位：千円）

款	補正前	補正額	補正後
<b>1 総務費</b>	<b>145,211</b>	<b>510</b>	<b>145,721</b>
国民健康保険基金積立金	1,573	510	2,083
<b>3 事業費納付金</b>	<b>2,434,156</b>	<b>0</b>	<b>2,434,156</b>
国民健康保険事業費納付金 ※財源変更	2,434,156	0	2,434,156
<b>5 諸支出金</b>	<b>54,747</b>	<b>△ 2,801</b>	<b>51,946</b>
国民健康保険特別会計（直診勘定）繰出金	28,279	△ 2,801	25,478
<b>歳出合計</b>	<b>9,554,255</b>	<b>△ 2,291</b>	<b>9,551,964</b>

(直診勘定)

○ 歳入

(単位：千円)

款	補正前	補正額	補正後
<b>1 国民健康保険診療所収入</b>	<b>348,500</b>	<b>0</b>	<b>348,500</b>
一般会計繰入金	144,021	2,801	146,822
事業勘定繰入金	28,279	△ 2,801	25,478
<b>歳入合計</b>	<b>348,500</b>	<b>0</b>	<b>348,500</b>

○ 歳出

(単位：千円)

款	補正前	補正額	補正後
<b>1 国民健康保険診療所運営費</b>	<b>348,500</b>	<b>0</b>	<b>348,500</b>
洞戸診療所診療支援業務委託 ※財源変更	23,029	0	23,029
板取診療所会計年度任用職員報酬 ※財源変更	6,531	0	6,531
津保川診療所指定管理者委託 ※財源変更	35,000	0	35,000
<b>歳出合計</b>	<b>348,500</b>	<b>0</b>	<b>348,500</b>

議案第20号 関市財産区特別会計補正予算(第2号)

○ 歳入

(単位：千円)

款	補正前	補正額	補正後
<b>1 財産区事業収入</b>	<b>8,653</b>	<b>0</b>	<b>8,653</b>
富之保財産区積立金繰入金	109	901	1,010
" 立木売却収入	900	△ 900	0
" 立木補償	1	△ 1	0
<b>歳入合計</b>	<b>8,653</b>	<b>0</b>	<b>8,653</b>

○ 歳出

(単位：千円)

款	補正前	補正額	補正後
<b>1 財産区事業費</b>	<b>8,653</b>	<b>0</b>	<b>8,653</b>
富之保財産区管理経費 ※財源変更 ・報酬、消耗品、管理運営、負担金	1,544	0	1,544
<b>歳出合計</b>	<b>8,653</b>	<b>0</b>	<b>8,653</b>

議案第21号 関市中小企業従業員退職金共済事業特別会計補正予算(第1号)

○ 歳入

(単位：千円)

款	補正前	補正額	補正後
<b>1 退職金共済事業収入</b>	<b>102,000</b>	<b>348</b>	<b>102,348</b>
中小企業従業員退職金共済基金利子	2,610	348	2,958
<b>歳入合計</b>	<b>102,000</b>	<b>348</b>	<b>102,348</b>

○ 歳出

(単位：千円)

款	補正前	補正額	補正後
<b>1 退職金共済事業費</b>	<b>102,000</b>	<b>348</b>	<b>102,348</b>
中小企業従業員退職金共済基金積立金	22,611	348	22,959
<b>歳出合計</b>	<b>102,000</b>	<b>348</b>	<b>102,348</b>

議案第22号 関市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）

○ 債務負担行為 （変更）1件

議案第23号 関市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

○ 歳入 (単位：千円)

款	補正前	補正額	補正後
1 後期高齢者医療事業収入	1,306,517	23,910	1,330,427
現年度分保険料	890,775	23,910	914,685
歳入合計	1,306,517	23,910	1,330,427

○ 歳出 (単位：千円)

款	補正前	補正額	補正後
1 後期高齢者医療事業費	1,306,517	23,910	1,330,427
保険料等広域連合納付金	920,983	23,910	944,893
歳出合計	1,306,517	23,910	1,330,427

【資料】

○基金の状況 (単位：千円)

基金の名称	令和4年度末 現在高 A	令和5年度 積立額 B	令和5年度 取崩額 C	令和5年度末 現在高見込 A+B-C
一 一般会計	37,531,085	4,384,605	4,619,536	37,296,154
財政調整基金	13,098,819	2,572,753	1,477,370	14,194,202
減債基金	2,339,384	12,369	200,000	2,151,753
(小計)	15,438,203	2,585,122	1,677,370	16,345,955
特定目的基金	20,276,088	1,799,479	1,142,368	20,933,199
定額運用基金	1,816,794	4	1,799,798	17,000
(小計)	22,092,882	1,799,483	2,942,166	20,950,199
特別会計	2,201,923	231,064	111,467	2,321,520
合計	39,733,008	4,615,669	4,731,003	39,617,674

\*基金ではない「財産区積立金」を除く。

○市債の状況 (単位：千円)

区分	令和4年度末 現在高 A	令和5年度中 借入額 B	令和5年度中 元金償還額 C	令和5年度末 現在高見込 A+B-C
一 一般会計	28,951,771	2,965,000	4,036,470	27,880,301
特別会計	196,781	1,600	52,085	146,296
国民健康保険事業	196,781	1,600	52,085	146,296
企業会計	14,566,624	638,100	1,814,173	13,390,551
水道事業	5,275,858	227,000	508,588	4,994,270
下水道事業	9,290,766	411,100	1,305,585	8,396,281
合計	43,715,176	3,604,700	5,902,728	41,417,148